

## マルトリートメントに関する児童相談所専門職員の意識

高橋重宏  
坂田周一  
東條光雅  
中谷茂一

### 1.はじめに

わが国では子どもへの虐待に関する研究が盛んになってきているが、主に貧困を理由にした棄児、子殺し、酷使は古来から存在しており、その一端は児童文学にも表れている<sup>1) 2)</sup>。しかし、子どもへの虐待に関する学術的認識は、1961年、Kempeが“Battered Child Syndrome”（被虐待児症候群）として報告したのがはじまりといえ、その研究の歴史は浅い。近年になって学術的、社会的認識がなされるようになった背景には次の点が考えられる。まず、子どもは「小さいおとな」から一個の人格をもち保護される存在へと時代は変遷し、現代社会における生存環境、人権思想の下では、貧困を理由とした虐待行為や、おとなのエゴによる子どもの人権侵害の正当性と社会的容認が得られなくなったこと。また、Arièsが<子供期>の観念が中世にはなく、近代家族が情緒的機能をもつことではじめて生まれた、近代的産物であることを指摘している<sup>3)</sup>ように、「子育て」への意味付与と養育環境も変化してきたことがあげられる。

一方、子どもへの虐待の要因や行為の様相も貧困に基づく一元的なものではなく、おとな自身のストレスの処理や子育ての孤立化による育児不安、子育てにおける競争の激化に起因する行為など、多様化していると考えられる。

こうした時代の変化の一方で、この問題に関する日本での取り組みは、まだ緒についたばかりである。近年、新しい概念やサービスシステムの研究がなされてきたが、この問題にかかわる専門職の間で十分にそれらが共有化されては

いない。今後、予防・支援・保護のサービスシステムを構築していく必要性があるが、虐待や放任など、不適切な関わりに対して専門機関が介入していくには、介入に関して社会的なコンセンサスが得られ、かつ専門職員の認識枠組みと判断の平準化が図られていることが求められる。

本研究では、サービスシステム構築の足がかりとして、専門職員の現時点での不適切な関わりへの認識を明らかにし、今後の議論を展開する基礎データを得ることを試みる。以下の虐待に関する定義を前提として、「子どもへの不適切な関わり」のアセスメント基準とその社会的対応策を考察するために児童相談所（子ども家庭センター）の児童福祉司（相談員）と心理職を対象としたビネット調査（vignettes survey）を実施した。なお、ビネット調査とは短いストーリーに対する回答を得て、回答者の考え方を把握解析する調査法である。

### 1-1 子どもへの虐待の定義と類型

本稿では以下の定義と類型に準拠し、用語を使用している。

定義：18歳未満の子どもに対する、おとな、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（およそ15歳以上）による、身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、明らかに危険が予想されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態<sup>4)</sup>。

また、「子どもへの虐待」に代わる概念として「子どもへの不適切な関わり（child maltreatment）」を「子どもへの虐待」、「ネグレクト」の上位概念として用いる。欧米諸国の文献では虐待とネグレクトを包括的に指す語として、child abuse and neglect, maltreatment が使われることが多い。

この用語を使用するのは、日本語の「虐待」という語だけでは、身体的な外傷を与える行為や、子どもの生命にかかわる深刻な行為に限定してイメージされてしまうおそれがあり、この問題が特殊なものとなされたり、軽度の行為への社会的な対応の広がりへの阻害につながってしまうためである。

類型：「不適切な関わり (maltreatment)」を上位概念とし、下位に①「虐待 (abuse)」, ②「ネグレクト：不適切な保護・養育, 無関心・怠慢 (Neglect)」, ③「心理的に不適切な関わり (emotional maltreatment)」と分類する。①「虐待」の中には「身体的虐待 (physical abuse)」と「性的虐待 (sexual abuse)」が含まれる。②「ネグレクト (neglect)」も親子関係のみに限定せず、広く「子どもの保護や養育に責任のあるおとな」(学校の教師・養護教諭, 児童福祉施設の施設長, 指導員, 保母などの職員, コミュニティの多様な児童育成のリーダー等) という意味をもたせて「不適切な保護・養育, 無関心・怠慢」とし、家庭外におけるネグレクトも視座に入れている。そして、③「心理的に不適切な関わり (emotional maltreatment)」には「心理的虐待 (emotional abuse)」, 「心理的ネグレクト (emotional neglect)」を含む。

## 2. 研究目的

本研究では、「子どもへの不適切な関わり」のアセスメント基準とその社会的対応のあり方を実証的に考察する第一段階として、児童相談所（子ども家庭センター）の児童福祉司（相談員）及び心理職を対象にビネット調査を実施した。

本調査は、①わが国における児童福祉の現業機関で、「子どもへの不適切な関わり」がどのように捉えられ、認識されているか、②専門機関への通報の必要性、③児童相談所での対応に関する意識を明らかにすることを目的とした。

調査前の仮説として、外傷を与えたり、生命を脅かす危険性の高い行為に関しては「虐待・放任」とする選択肢に回答が集中するが、心理的に不適切な関わりやネグレクト行為のなかでも直ちに生命に影響しないビネットの回答の選択には、ばらつきが生じることが予想された。本調査票のビネットはすべて、マルトリートメントへの取り組みが進んでいる諸外国では「アビューズ」、「ネグレクト」とされる行為である。しかし、わが国では当該問題への社会的認識

と専門的対応が遅れており、その現状を鑑みれば、児童福祉の専門職であっても回答のばらつきの大きさが予想された。それらは現在、わが国の専門職員が有する子どもへの虐待・ネグレクトの概念が多様性、または、多次元性をもっているからではないかと思われる。

なお、子どもへの虐待の専門家が虐待に関し、一貫した定義を共有しないことを明らかにしたものとして次の先行研究があげられる。[Atterbury-Bennett, 1987]、[Dolder,1976]、[Giovannoni & Becerra,1979]、[Hazzard & Rupp 1986]、[Hartman, Karlson, Hibbard, 1994]。このなかで、子どもへの虐待行為に関して、弁護士（検察側も含む）が他の虐待専門家よりも寛大に判断する傾向が報告されていたが[Atterbury-Bennett, 1987]、[Giovannoni & Becerra,1979]、Hartmanら（1994）は、弁護士を対象としたビネット調査の結果から、従来考察されていなかった弁護側と検察側の比較分析を試みた。また、Feldmanらはネグレクト事例に関する医療スタッフの通告と判定について、所属しているセクションで差異があることを報告している。[Feldman, Monastersky ,K. Feldman1993]

### 3.対象と方法

調査は、1996年2月に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府の大都市圏の児童相談所（子ども家庭センター）専門職員全員を対象とした。調査対象群とサンプルに関する詳細は以下のとおりである。

#### 3-1 調査対象群と属性

地域	配布数	回収数（回収率）	有効回答数
東京都	155	144（92.9%）	140
神奈川県	74	74（100%）	74
埼玉県	81	78（96.3%）	78

千葉県	96	54 (56.3%)	53
大阪府	110	107 (97.3%)	107
<hr/>			
合計	516	457 (88.6%)	452

上記のうち、職種別ではソーシャルワーカー（児童福祉司・相談員）332人、心理職120人で合計452人。性別では、男性225人、女性214人とほぼ同数で不明が13人である。年齢層は、20歳代47人、30歳代102人、40歳代177人、50歳代121人、60歳以上2人、不明が3人で40歳代が全体の4割を占める。

### 3-2 調査票の構成と回答方法

本調査は、職場で調査票を直接配布し、対象者が調査票に記入する自計式調査の形式をとった。調査票は「子どもへの不適切な関わり」に該当する想定事例文（ビネット）を40項目挙げ、それぞれについて

「問A 左記に記された行為を虐待や放任だと思いますか。」

「問B 児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか。」

「問C 児童相談所ではどのような対応をすると良いと思いますか。」と三つの側面から質問し、問Aは、①「全く問題ない」、②「あまり問題ない」、③「虐待や放任ではないが不適切だ」、④「虐待または放任の疑いがある」、⑤「虐待または放任である」、⑥「わからない」、

問Bは、①「明らかに必要ない」、②「多分必要ない」、③「どちらとも言えない」、④「多分必要である」、⑤「明らかに必要である」、

問Cは、①「対応の必要はない」、②「しばらく様子を見守る」、③「親、または子に1, 2回面接をする」、④「在宅で継続的に援助する」、⑤「親子を分離する」という選択肢から自己の考えにあてはまるものを選んでもらった（別掲調査票の一部を参照）。



#### 4. 調査結果

統計処理はSPSSを用い、各ビネットの単純集計値に基づく並び替えで回答全体の傾向を明らかにし、さらに、ビネットで提示した行為の認識については、多変量解析を行い、項目の類似性と回答に影響を与える要因分析を試みた。

別掲の図表を参照しながら結果を概観する。なお、40項目のうちの1つ（「子どもを叩いてしまった」と親が自ら保母や学級担任に相談する）のビネットについて、調査結果と回答者の意見から、回答しにくい事例設定であったことが明らかになったため、以降の分析に関してはこれを除いた39のビネットに関する回答を扱うことにする。

##### 4-1 問A「左記に記された行為を虐待や放任だと思いますか。」

まず、各ビネットに対する設問の単純集計の結果をみていく。詳しくは[高橋ほか、1996]<sup>5)</sup>を参照していただくことにして、ここでは結果の概略をまとめる。

問Aに関して、「虐待または放任の疑いがある」「虐待または放任である」とした回答数をまとめ、その割合（表の右端の数値）の高い順に並び替えたものが表1である。

これをみると、上位にあがっているものは、①生命に危険を及ぼしたり、②外傷を伴う行為と、③性的虐待に関するものであり、9割以上が「虐待または放任の疑いがある」、「虐待または放任である」と回答している。また、上位にある「心理的に不適切な関わり」に属するビネットは、『殺してやる』と真剣な表情で包丁を突き付ける」と脅かしであるが場合によっては生命の危険を感じさせるものだけで、他は中位から下位に位置している。「ネグレクト」では、しばしば報道される車内放置のビネットが7割と高い他には、何らかの形で子どもを一人にする、または、おとなの目の届かない状態で放置しておくことについてはあまり問題にされていない。

なお、性的虐待に関するものがほとんど上位に位置している中で、欧米では

表1 ピネット調査結果(5都市児童相談所職員)問A

No	事例	問A 左記の行為を虐待や放任だと思えますか							3+4
		0 全く 問題ない	1 あ まり問 題ない	2 不 適切	3 疑 いが ある	4 虐 待	わか らな い	無回 答	
p A14	子どもにタバコの火を押しつける	0.0	0.0	0.0	8.6	91.4	0.0	0.0	100.0
s A33	親が子どもの性器を愛撫する	0.0	0.0	2.0	7.3	90.7	0.0	0.0	98.0
s A18	親が18歳未満の子どもと性交する	0.0	0.0	1.5	1.5	95.4	0.9	0.7	96.9
s A10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる	0.0	0.0	3.1	9.7	86.9	0.2	0.0	96.6
n A37	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない	0.0	0.0	3.1	16.8	79.6	0.2	0.2	96.4
p A 7	子どもの腹を足で蹴り上げる	0.0	0.2	4.2	31.2	63.9	0.4	0.0	95.1
e A29	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける	0.0	0.0	4.6	25.2	69.2	0.4	0.4	94.4
n A34	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している	0.0	0.2	5.5	37.2	56.6	0.0	0.4	93.8
s A24	親が思春期の娘の胸を愛撫する	0.0	0.0	6.0	16.6	76.8	0.2	0.4	93.4
p A30	親が酒に酔うと、子どもを叩いている	0.0	0.0	6.4	29.4	63.9	0.0	0.2	93.3
p A20	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた	0.0	0.4	6.4	49.6	41.6	1.3	0.7	91.2
n A38	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない	0.0	0.0	10.0	39.2	50.0	0.0	0.9	89.2
p A 2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく	0.0	1.3	19.5	42.5	35.4	0.9	0.4	77.9
n A 1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく	0.0	0.0	27.0	42.9	29.6	0.2	0.2	72.5
e A31	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る	0.4	2.0	23.7	34.7	37.6	0.9	0.7	72.3
n A13	親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	0.0	1.3	27.2	47.8	23.5	0.0	0.2	71.3
p A39	親が子どもを叩いたら、あざが出来た	0.0	2.0	23.2	55.1	15.7	3.3	0.7	70.8
e A28	子どもの話し掛けを一切無視して答えない	0.0	0.9	29.2	42.0	25.7	1.5	0.7	67.7
e A21	親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている	0.4	1.8	27.7	44.5	23.0	2.4	0.2	67.5
e A25	子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う	0.2	1.1	32.5	37.2	28.1	0.2	0.7	65.3
n A32	家出した子どもが帰ってきて、家に入れない	0.2	0.7	35.8	37.2	22.1	3.3	0.7	59.3
s A40	親が子どもにポルノビデオを見せる	0.0	0.4	37.6	32.1	26.8	2.7	0.4	58.9
n A19	幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない	0.0	0.2	42.5	29.0	27.0	0.9	0.4	56.0
n A 9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない	0.0	1.3	42.5	30.1	25.0	0.7	0.4	55.1
p A22	罰として、子どもに長時間正座させる	0.7	9.5	38.1	37.8	9.7	4.0	0.2	47.5
n A26	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	0.4	1.8	50.9	31.9	13.5	1.3	0.2	45.4
n A23	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	0.4	2.0	48.7	33.6	11.3	3.1	0.9	44.9
p A11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	2.0	12.4	36.1	34.5	6.4	8.0	0.7	40.9
s A35	親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す	1.5	4.9	50.0	26.3	9.5	6.6	1.1	35.8
e A 4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	0.7	10.6	46.7	26.8	8.4	6.6	0.2	35.2
n A 5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	0.9	8.4	57.7	20.8	9.7	1.8	0.7	30.5
n A 3	親の掃りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	1.3	6.2	62.2	21.5	3.8	4.9	0.2	25.3
s A 6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る	2.4	9.5	56.2	18.8	4.9	7.5	0.7	23.7
e A 8	他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という	1.8	7.1	65.9	17.5	5.3	2.0	0.4	22.8
s A16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる	1.1	10.2	60.0	18.6	4.2	4.6	1.3	22.8
e A15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う	0.4	8.0	66.8	19.0	3.3	1.5	0.9	22.3
e A12	子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する	1.3	6.0	68.1	15.9	4.9	3.5	0.2	20.8
e A36	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる	1.3	11.7	66.4	14.2	2.2	2.9	1.3	16.4
n A27	子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く	3.8	19.0	63.9	5.1	1.8	5.8	0.7	6.9

\* 左行端の記号表記について

p: 身体的虐待 s: 性的虐待 n: ネグレクト e: 心理的に不適切な関わり

性的虐待に該当する「親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」、「親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」は下位である。

4-2 問B「児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか。」

問B（表2）は、児童福祉の現業機関（本調査票では、児童相談所、福祉事務所、保健所を指すと説明した）への連絡・通告に関し、「多分必要である」「明らかに必要である」を連絡・通告が必要なものとしてまとめ（表の右端の数値）、表1と同様にその割合で上位から並び替えた。

全体的な傾向として、上位と下位では、問Aで虐待や放任、または疑いがあるとされた割合に対応しているのだが、行為への判断と通報の必要性に大きな差が表れたビネットも少なくない。約2割から3割の差があったものが次のビネットである。「親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく」「親が子どもを叩いたら、あざが出来た」「罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく」「罰として、子どもの頭をつるつるに剃る」「親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった」「罰として、子どもに長時間正座させる」。この6事例のうち、はじめの4事例は問Aではいずれも7割以上であったが、通報の必要性になると大幅に減少している。

注目すべきは、「罰として……」という前提のビネットが行為の判定にくらべ通報の必要性が大きく低下している点である。「しつけ」行為に関し通報することの抵抗感や迷いが仮説として考えられるが、今後の調査の課題といえる。

一方、「親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている」「子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」は問Aでの割合にくらべ通報の必要性が高くなっており、社会的なインターベンションへつなげていくことが望まれていることがわかる。それは、次に説明する問Cの専門的対応の必要性で上位にあがることからもうかがえる。

表2 ビネット調査結果(5都市児童相談所職員)問B

No	事例	問B 児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか					無回答	1+2
		-2 明らか に必要 ない	-1 多分 必要 ない	0 どちら とも言 えない	+1 多分 必要 があ る	+2 明らか に必 要が あ る		
p B14	子どもにタバコの火を押しつける	0.0	0.0	1.1	25.9	72.6	0.4	98.5
s B18	親が18歳未満の子どもと性交する	0.0	0.7	1.8	6.0	90.7	0.9	96.7
n B37	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない	0.0	0.4	3.3	21.2	75.0	0.0	96.2
s B33	親が子どもの性器を愛撫する	0.0	0.9	2.7	18.4	77.7	0.4	96.1
s B10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる	0.2	0.9	4.6	26.1	67.7	0.4	93.8
e B29	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける	0.0	0.9	5.3	33.4	60.2	0.2	93.6
p B30	親が酒に酔うと、子どもを叩いている	0.0	1.3	6.9	43.8	47.3	0.7	91.1
n B34	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している	0.0	0.9	8.6	37.2	52.9	0.4	90.1
s B24	親が思春期の娘の胸を愛撫する	0.0	1.1	8.8	32.1	56.9	1.1	89.0
n B38	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない	0.0	1.5	13.3	48.9	35.0	1.3	83.9
p B20	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた	0.0	1.8	13.9	46.9	36.1	1.3	83.0
p B 7	子どもの腹を足で蹴り上げる	0.2	2.7	13.5	43.1	39.8	0.7	82.9
e B21	親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている	0.7	4.9	15.5	51.8	26.5	0.7	78.3
n B32	家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない	0.9	2.9	31.2	39.6	24.1	1.3	63.7
n B23	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	0.4	5.1	33.2	46.9	13.3	1.1	60.2
e B28	子どもの話し掛けを一切無視して答えない	0.9	8.6	31.0	40.9	17.7	0.9	58.6
p B 2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく	0.7	10.4	30.5	42.3	15.0	1.1	57.3
n B19	幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない	2.4	8.2	30.8	40.3	16.8	1.5	57.1
n B13	親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	2.7	10.8	30.1	44.2	11.5	0.7	55.7
e B31	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る	1.5	9.1	35.0	34.5	19.2	0.7	53.7
n B 9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない	2.0	12.4	31.0	38.1	14.4	2.2	52.5
p B39	親が子どもを叩いたら、あざが出来た	0.4	8.6	39.6	38.1	11.7	1.5	49.8
s B40	親が子どもにポルノビデオを見せる	0.4	10.2	38.5	33.6	15.3	2.0	48.9
e B25	子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う	1.3	12.2	37.2	35.0	13.7	0.7	48.7
n B26	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	3.8	12.4	37.4	36.5	9.7	0.2	46.2
n B 1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく	1.5	14.8	43.4	29.9	10.0	0.4	39.9
s B35	親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す	5.3	16.6	44.7	24.3	6.4	2.7	30.7
p B22	罰として、子どもに長時間正座させる	3.8	19.7	46.5	25.7	3.5	0.9	29.2
e B 4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	10.2	25.7	38.7	21.2	3.1	1.1	24.3
p B11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	6.2	23.0	45.8	20.4	2.7	2.0	23.1
n B 5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	7.1	28.8	40.7	19.2	2.7	1.5	21.9
n B 3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	8.2	24.8	47.3	16.8	1.8	1.1	18.6
s B 6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る	9.7	26.5	44.9	13.7	2.7	2.4	16.4
s B16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる	10.2	31.4	43.1	12.4	0.4	2.4	12.8
e B15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う	11.7	31.2	45.4	10.2	0.7	0.9	10.9
e B12	子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する	12.6	33.2	42.3	10.6	0.0	1.3	10.6
e B 8	他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という	12.4	33.2	43.1	9.5	0.7	1.1	10.2
e B36	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる	12.4	32.1	45.4	8.4	0.7	1.1	9.1
n B27	子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く	19.2	36.1	40.0	3.1	1.3	0.2	4.4

表3 ビネット調査結果(5都市児童相談所職員)問C

No	事例	問C 児童相談所ではどのような対応をすると良いと思いますか						2+3
		0 対 応の 必要 はない	1 し ばらく 様子 を見 守る	2 親 または 子に 1, 2 回面 接する	3 在 宅で 継続 的に 援助 する	4 親 子を 分離 する	無回 答	
e C21	親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている	1.8	10.6	18.1	65.0	2.2	2.2	83.1
n C38	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない	1.1	10.0	21.9	48.9	13.7	4.4	70.8
n C34	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している	0.9	6.2	9.7	59.3	20.4	3.5	69.0
p C30	親が酒に酔うと、子どもを叩いている	0.2	6.9	13.3	53.5	21.0	5.1	66.8
n C23	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	2.2	25.0	28.3	38.3	2.4	3.8	66.6
e C28	子どもの話し掛けを一切無視して答えない	4.6	24.8	26.1	39.2	2.2	3.1	65.3
p C 7	子どもの腹を足で蹴り上げる	0.9	15.7	29.9	34.5	15.7	3.3	64.4
n C19	幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない	6.0	23.7	35.8	28.3	2.0	4.2	64.1
p C20	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた	0.7	14.4	24.8	37.8	17.9	4.4	62.6
p C14	子どもにタバコの火を押しつける	0.0	2.7	14.6	47.8	33.0	2.0	62.4
n C32	家出した子どもが帰ってきても、家に入れない	2.0	23.5	26.5	33.4	10.4	4.2	59.9
e C25	子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う	5.3	29.0	23.9	35.8	2.7	3.3	59.7
n C 9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない	8.0	27.4	36.9	22.1	1.5	4.0	59.0
e C31	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る	6.9	29.4	24.8	31.6	4.0	3.3	56.4
s C40	親が子どもにポルノビデオを見せる	4.4	31.9	33.2	22.3	4.9	3.3	55.5
n C13	親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	6.0	35.6	21.7	33.4	1.1	2.2	55.1
p C39	親が子どもを叩いたら、あざが出来た	2.4	37.6	28.5	23.5	3.8	4.2	52.0
e C29	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける	0.4	4.2	14.2	37.6	39.6	4.0	51.8
p C 2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく	4.9	40.0	31.6	19.9	1.1	2.4	51.5
s C10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる	0.4	4.4	16.4	31.0	45.1	2.7	47.4
s C24	親が思春期の娘の胸を愛撫する	0.9	6.2	19.5	27.4	41.2	4.9	46.9
n C26	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	8.6	40.0	21.9	24.6	2.7	2.2	46.5
s C35	親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す	12.6	34.5	29.2	15.5	2.9	5.3	44.7
n C 1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく	9.1	46.7	34.3	7.1	0.4	2.4	41.4
n C37	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない	0.2	4.2	9.5	28.5	54.9	2.7	38.0
p C22	罰として、子どもに長時間正座させる	15.0	42.9	22.1	15.5	0.9	3.5	37.6
e C 4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	20.8	40.0	21.5	14.8	0.0	2.9	36.3
e C 8	他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という	23.2	40.0	25.4	7.7	0.0	3.5	33.1
s C 6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る	22.6	41.6	24.8	5.8	1.8	3.5	30.6
e C15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う	26.1	41.8	22.1	8.0	0.0	2.0	30.1
s C33	親が子どもの性器を愛撫する	0.2	2.2	8.2	21.2	65.3	2.9	29.4
p C11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	16.4	50.4	17.5	11.7	0.4	3.5	29.2
n C 5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	21.0	48.0	22.1	5.5	0.0	3.3	27.6
n C 3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	20.4	49.8	21.9	5.1	0.2	2.7	27.0
e C12	子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する	29.9	41.4	21.9	4.4	0.0	2.4	26.3
s C16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる	28.5	43.6	17.5	6.9	0.2	3.3	24.4
e C36	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる	28.5	46.0	17.3	5.3	0.0	2.9	22.6
n C27	子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く	38.9	47.8	9.1	1.8	0.4	2.0	10.9

#### 4-3 問C「児童相談所ではどのような対応をすると良いと思いますか。」

表3は、問Cの選択肢のうち、「親、または子に1, 2回面接をする」「在宅で継続的に援助する」を何らかの専門的対応の必要性があるもの（表の右端の数値）とし、割合の高い順に並び替えたものである。なお、「親子を分離する」は並び替えに加味されていないので、表の順位だけでなく、親子分離の数値を併せて見る必要がある。

まず、親子分離の必要性が高いとされたビネットは問Aで上位にあがっていたものと同様である。逆に「対応の必要はない」とされた割合が高かったものは、「子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く」「子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する」「親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」「罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる」である。

つぎに、面接や在宅での継続的な援助の必要性が高いとされたものは、子どもの発達・生命に関わるネグレクト、外傷が生じる身体的虐待である。

ここで注目すべきは、「親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている」「子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」「幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない」が問Aで虐待・放任、またはその疑いがあるとする割合があまり高くなかった点である。ここから、ネグレクトの一部について「虐待・放任」とは認識しないが、何らかの専門的対応が必要であると回答者は感じていると推察できよう。

#### 4-4 多次元尺度法によるビネット間の関係

前節までの単純集計結果から、現在の児童相談所専門職員の意識傾向について総体的につかむことができたと思うが、認識の多様性と多次元性を明らかにし、問の選択肢への回答反応になんらかの基準が存在するか解析する。本研究では、問Aのマルチリートメント行為への認識に関する回答データについて、

多次元尺度法（MDS）を用い、変数（ビネット）間の類似性を視覚的に捉えることを試みる。解析はSPSSのALSCALプログラムによる、ユークリッド距離を使用した非計量的多次元尺度法で行った。

解析の結果、誘導された刺激布置を図1、図2、図3にあらわした。ストレス値は3次元による解で0.0931、データと距離の間の相関を示すRSQは0.9640であり、適合度は高いといえる。

まず、全体的にみると次元1のプラス領域では次元1の軸に沿って、変数が布置し、マイナス領域では分散して布置している。また、変数間の距離もマイナス領域で大きい開きがある。すなわち、次元1のプラス領域に布置している変数は次元2、3の因子にあまり影響を受けず、次元1の因子の支配力が強いといえる。なお、3次元内で接近して布置された変数から、いくつかグルーピングをすることができる。

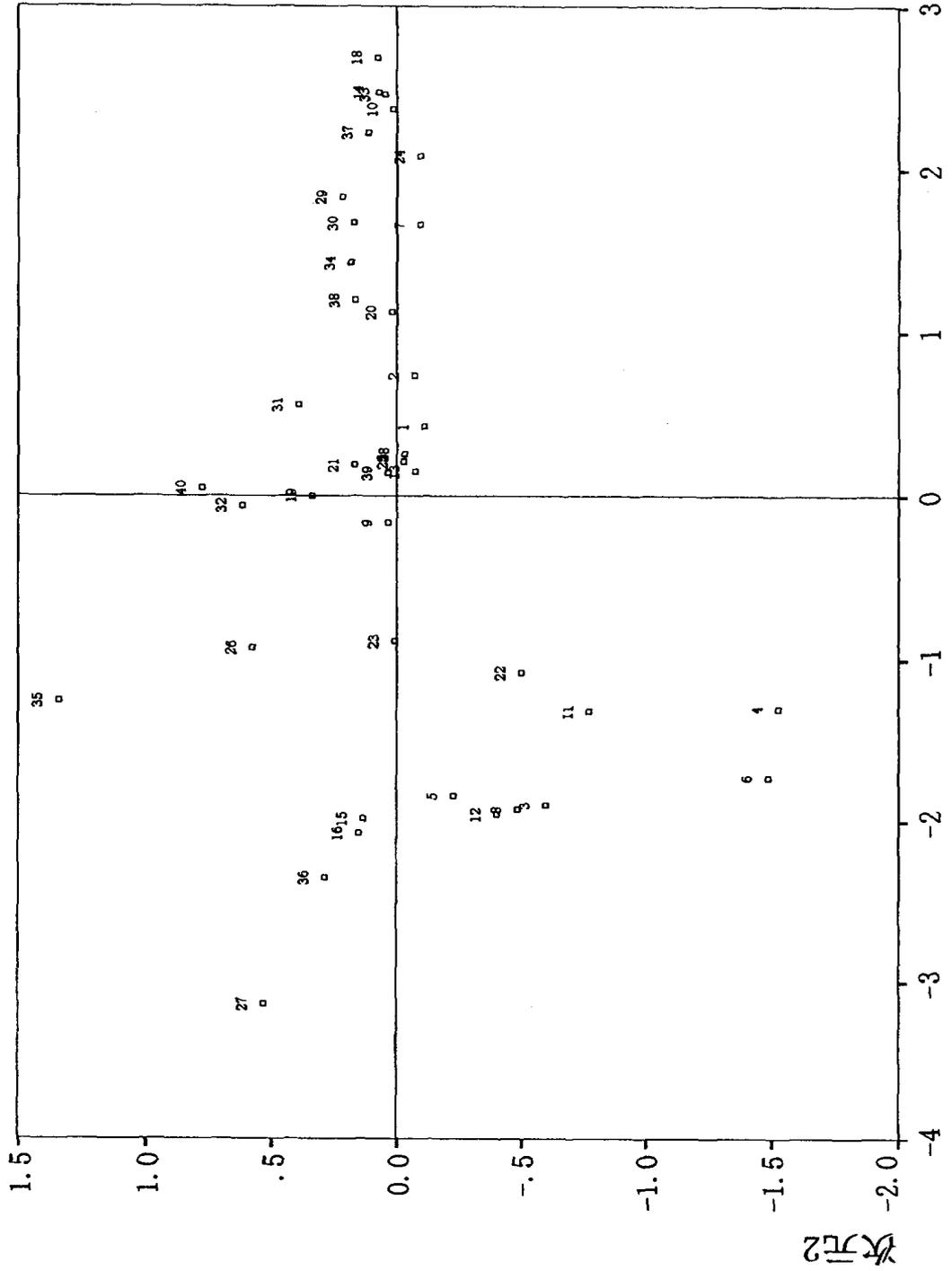
#### グループ①：深刻なマルトリートメント

- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| A18 | 親が18歳未満の子どもと性交する                  |
| A14 | 子どもにタバコの火を押しつける                   |
| A33 | 親が子どもの性器を愛撫する                     |
| A10 | 親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる          |
| A37 | 子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない |
| A24 | 親が思春期の娘の胸を愛撫する                    |

#### グループ②：外傷または、食事など健康にかかわるマルトリートメント

- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| A29 | 「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける |
| A30 | 親が酒に酔うと、子どもを叩いている          |
| A7  | 子どもの腹を足で蹴り上げる              |

図1 多次元尺度法によるピネット間の距離モデル (次元1 × 次元2)



次元1

図2 多次元尺度法によるピネット間の距離モデル (次元1 × 次元3)

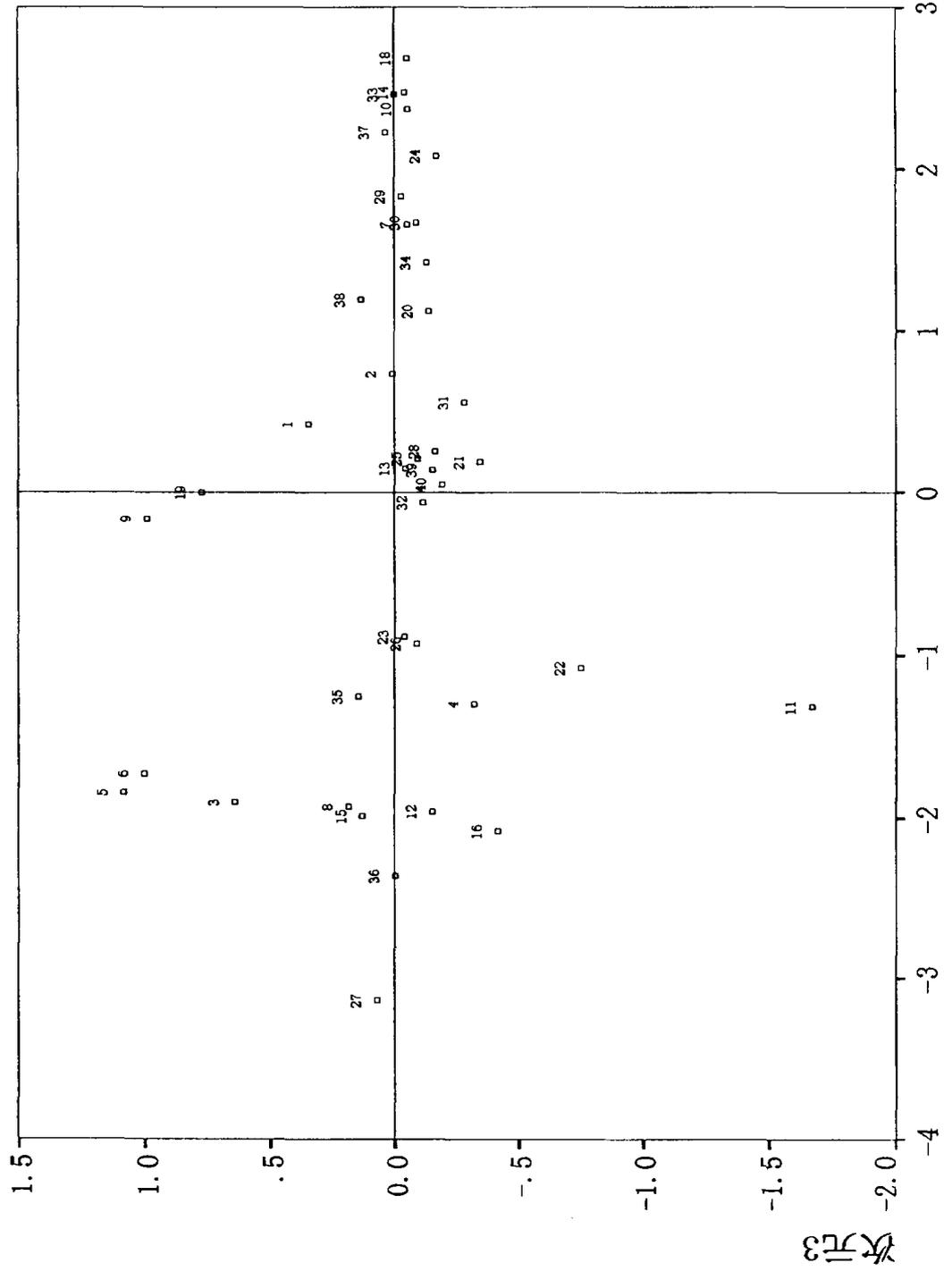
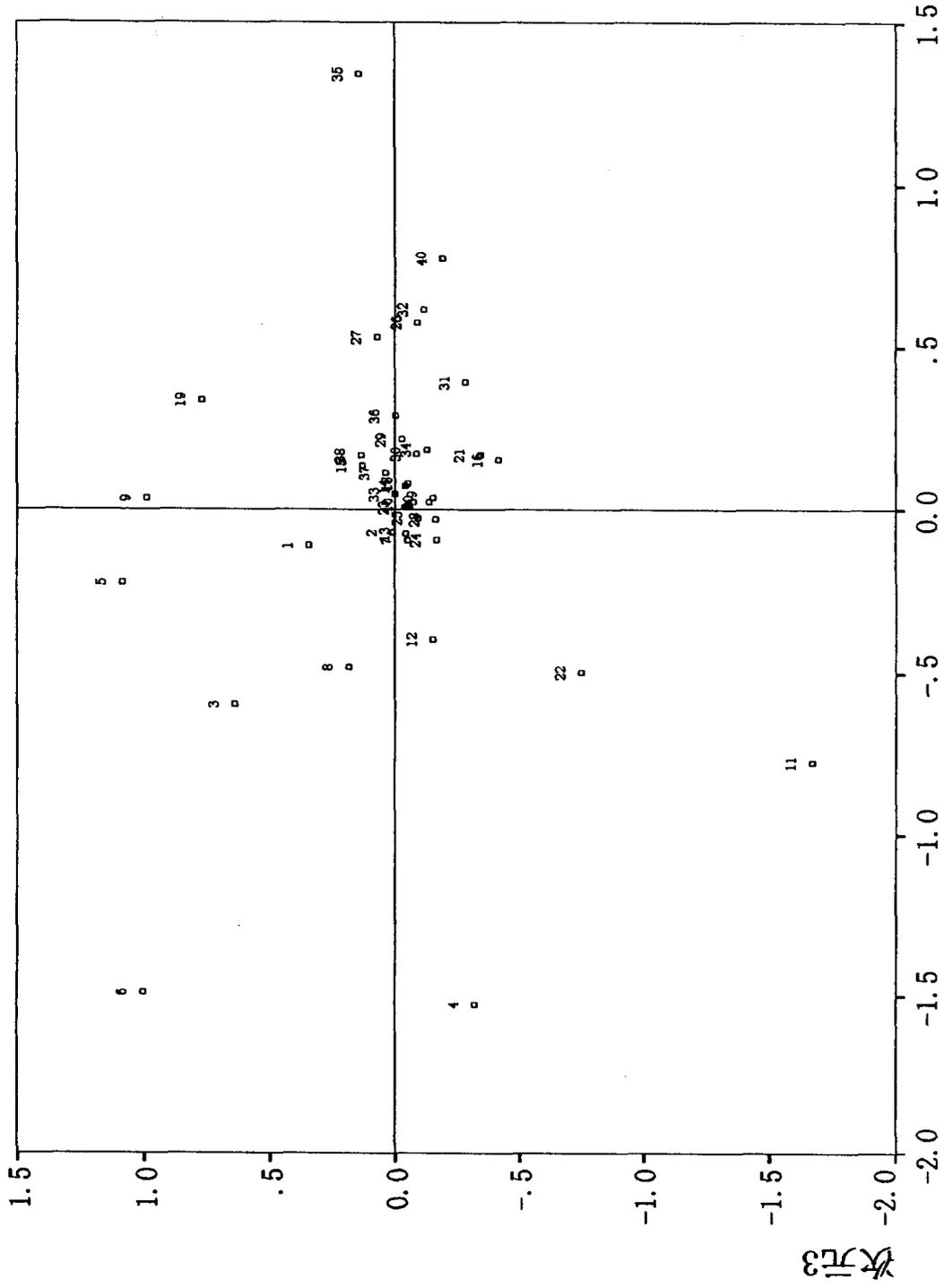


図3 多次元尺度法によるピネット間の距離モデル (次元2 × 次元3)



次元2

- A34 親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している  
 A38 親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない  
 A20 親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた

グループ③：心理的マルトリートメント、深刻でないネグレクト・アビューズ

- A28 子どもの話し掛けを一切無視して答えない  
 A25 子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う  
 A21 親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている  
 A13 親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている  
 A39 親が子どもを叩いたら、あざが出来た

接近して布置された変数グループをみると、グループ①は性的虐待を含む深刻なマルトリートメントで、グループ②は身体的な外傷につながる行為、食事など健康状態にかかわるマルトリートメントがプロットで類似性を示している。グループ③は心理的マルトリートメントが3つ、グループ①・②にくらべ深刻でないネグレクト・アビューズの2つで構成されている。

これらは、次元1の軸のプラス方向からマイナス方向に順に群をなしており、おおむね、表1の並びと類似している。ここから、次元1はマルトリートメントの深刻性を示していると考えられる。

これに対して、次元2はマイナス領域に布置している4、6、11、3、22、8、12、5などが、表3「問C児童相談所での対応」で「対応の必要はない」とされた割合が高かったビネットであり、専門的対応の必要性に関するものと考えられる。ただ、次元2はプラス領域で専門的対応の必要性が低かった変数（ビネット27）が布置されるなど整合性に若干のゆらぎがみられる。

次元3はマルトリートメントの類型（表1・2・3の左端に記号化したもの）でみると、プラス領域にネグレクト（n）、マイナス領域に身体的虐待

(p) が概ね布置されており、ネグレクト (+) - 身体的虐待 (-) という軸であると考えられる。

個別にみると、単純集計でも認識が低かった「A 6 親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」、「A 16 親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」は他の性的な行為の変数とまったく類似性のない布置がされており、これらの行為が性的なマルトリートメントと同じレベルで認識されていないことがわかる。

## 5. 考察

日本では「児童虐待」という語が、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトを総称しているが、「虐待」という言葉は身体的虐待に代表されるような肉体的なダメージを伴うシビアなケースをイメージさせる。その言葉のイメージが、この問題への社会的・専門的な取り組みや、ネグレクトによる子どもへの被害の認識を阻む要因となりうる点はすでに指摘したが<sup>8)</sup>、ネグレクトを含む子どもへの不適切な関わりに関し、その包括的な認識の促進という見地からは「虐待」の用語の妥当性にやはり問題のあることが本調査の問Aと問B・Cへの回答の差異から確認された。主にネグレクトに関するビネットが「虐待・放任」という認識はされなくとも、通報や専門的な対応は必要であるとされた点がそれを示唆していよう。

また、重度のマルトリートメントとして共通認識が得られたビネット以外は回答にばらつきがみられ、専門職であってもマルトリートメント全体に関する認識・判断の共通枠組みがないことが明らかになった。逆に言えば、数は少ないが、すぐにでも社会的な対応が必要とされるケースのコンセンサスは得られる可能性もしめされている。

多変量解析では、次元を構成する因子が次元1の行為の深刻性に大きく影響されている一方、本研究では同じ種類に類型される行為が必ずしも同様に認識されていない。ただ、次元3ではネグレクトと身体的虐待が分化されているこ

とがわかった。ここから、行為の種類よりも行為の重大さや、生命、身体的なダメージの軽重を基準に判断がなされていることがうかがわれる。これは、現在の専門機関が深刻な問題にならないと対応しない現状を映し出しているともいえる。今後は深刻なケースだけでなく、将来の予見を含めて、統一的、包括的な対応が求められ、そのためのアセスメント基準の研究が課題となろう。

本研究では、マルトリートメントに関する児童相談所専門職員の意識の現状と行為認識の構造の一端を明らかにすることができたが、今後は、他職種や一般の市民を対象にしたビネット調査と平行してアセスメント基準作成につながる研究をすすめていきたい。

※本研究は、平成7年度駒澤大学特別研究助成金による助成を得て行われた。

#### <註・引用文献>

- 1) 野村 玄、1989、『グリム童話—子どもに聞かせてよいか?』、筑摩書房
- 2) 松井一郎、谷村雅子、1995、「児童文学にみる虐待の親子像」、『小児内科 第27巻11号』、東京医学社、pp1563-1571
- 3) Ariès, Phillippe, 1960、L'enfant et la Vie familiale sous L'Ancien Règime (1980 杉山光信、杉山恵美子(訳)『<子供>の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房)
- 4) 高橋重宏、庄司順一、千賀悠子、須永進、益満孝一、加藤純、木村真理子、朽尾 勲、1995、「子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1)—子どもへの虐待の概念・定義の検討—」、『日本総合愛育研究所紀要 第31集』、p.88
- 5) 高橋重宏、庄司順一、中谷茂一、加藤純、澁谷昌史、木村 真理子、益満孝一、朽尾 勲、北村定義、1996、「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)—新

たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に、『日本総合愛育研究所紀要 第31集』

- 6) 高橋重宏、中谷茂一、益満孝一、木村真理子、1996、「子どもへの虐待の概念に関する検討—『児童虐待』から『子どもへの不適切な関わり (Child Maltreatment)』へ—」、『駒澤社会学研究 第28号』, 駒澤大学社会学科、pp.85-86,

<参考文献>

- Atterbury-Bennet, J., 1987, " Child sexual abuse: Definitions and interventions of parents and professionals", Dissertation Abstracts International, 49, p.2369
- Dolder, S. J. L., 1976, "Differential attitudes toward punishment and child abuse", Dissertation Abstracts International, 36 , p.3598
- Georgia L. Hartman, Henry Karlson, Roberta A. Hibbard, 1994, "Attorney attitudes regarding behaviors associated with child sexual abuse", Child Abuse & Neglect, Vol.18, No.8 , Pergamon Journals Ltd., pp.657-662
- Giovannoni, J. M., & Becerra, R. M., 1979, Defining child abuse , New York: Free Press
- Hazzard, A., & Rupp, G., 1986, "A note on the knowledge and attitudes of professional groups toward child abuse", Jurnal of Community Psychology, 14, pp., 219-223
- Kenneth W. Feldman, Caren Monastersky, George K. Feldman , 1993, "When is childhood drowning neglect?", Child Abuse & Neglect, Vol.17, Pergamon Journals Ltd., pp. 329-336
- Nico Trocme et al., 1994, Ontario Incidence Study of Reported Child Abuse & Neglect, The Institute for the Prevention of Child Abuse
- 海保博之編著、1986、『心理・教育データの解析法10講—応用編』、福村出版

古谷野亘、1988、『多変量解析ガイド』、川島書店

児童虐待調査研究会編、1985、『児童虐待』、財団法人日本児童問題調査会

高橋重宏、庄司順一、千賀悠子、須永進、益満孝一、加藤純、木村真理子、

栃尾 勲、1995、「子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方（1）－子どもへの虐待の概念・定義の検討－、『日本総合愛育研究所紀要 第31集』 pp.79-89

高橋重宏、1994、『ウェルフェアからウェルビーイングへ－子どもと親のウェルビーイングの促進・カナダの取り組みに学ぶ』、川島書店